墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部 を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案 現 行

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

- 第4条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。
 - (1) [略]
 - (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額
 - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,800円)の合計金額
 - イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料 の供給に関する契約である場合 当該 契約に基づき当該選挙運動用自動車に 供給した燃料の代金(当該選挙運動用 自動車(これに代わり使用される他の

[同左]

第4条 〔同左〕

- (1) 〔略〕
- (2) [同左]
 - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入 契約(以下「自動車借入契約」とい う。)である場合 当該選挙運動用自 動車(同一の日において自動車借入契 約により2台以上の選挙運動用自動車 が使用される場合には、当該候補者が 指定するいずれか1台の選挙運動用自 動車に限る。)のそれぞれにつき、選 挙運動用自動車として使用された各日 についてその使用に対し支払うべき金 額(当該金額が1万5,300円)の 合計金額
 - イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料 の供給に関する契約である場合 当該 契約に基づき当該選挙運動用自動車に 供給した燃料の代金(当該選挙運動用 自動車(これに代わり使用される他の

選挙運動用自動車を含む。)が既に前 条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,56 0円に当該候補者につき法第86条の 4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日数に当該選挙の期日の前日までの日数から、前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることに当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ〔略〕

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

- 第6条 候補者(墨田区長の選挙の場合に限る。)は、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に、選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)
- 第8条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第

選挙運動用自動車を含む。)が既に前 条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,35 0円に当該候補者につき法第86条の 4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から、前号の契約が締結されている日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることに当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 〔略〕

〔同左〕

- 第6条 候補者(墨田区長の選挙の場合に限る。)は、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円30銭を超える場合には、7円30銭)に、選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。[同左]
- 第8条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円30銭を超える場合には、7円30銭の指表を超える場合には、7円30銭に、当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該はしたものに限る。)を乗じて得た金額を、第

6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担) 第9条 候補者は、525円6銭に当該選挙 が行われる区域におけるポスター掲示場の 数を乗じて得た金額に31万500円を加 えた金額を当該選挙が行われる区域におけ るポスター掲示場の数で除して得た金額 (1円未満の端数がある場合には、その端 数は、1円とする。以下「単価の限度額」 という。)に選挙運動用ポスターの作成枚 数(当該作成枚数が、当該選挙の行われる 区域におけるポスター掲示場の数を超える 場合には、当該ポスター掲示場の数)を乗 じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポス ターを無料で作成することができる。この 場合においては、第2条ただし書の規定を 準用する。

6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

〔同左〕

第9条 候補者は、510円48銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に30万1,875円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、の端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙の行われる区域におけるポスター掲示場の数を超える場合には、当該ポスター掲示場の数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例第4条、第6条、第8条及び第9条の規定は、この条例の施 行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、 施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。